

静岡・伊場遺跡（第一号）

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 所在地 | 静岡県浜松市中区東伊場二丁目・南区東若林町 |
| 調査期間 | 一九六八年（昭43）一月～一九八一年三月 |
| 発掘機関 | 浜松市教育委員会 |
| 調査担当者 | 斎藤忠・向坂鋼一・川江秀孝・八木勝行・辰巳均・濱畑敏・佐野一夫ほか |
| 遺跡の種類 | 官衙跡・集落跡 |
| 遺跡の年代 | 弥生時代～平安時代 |
| 木簡の釈文・内容 | |

伊場遺跡は、一九四九年に市立西部中学校の生徒によつて発見された遺跡で、発掘調査は同年國學院大學が実施したのが最初である。

その後、浜松駅周辺高架化計画に伴い、遺跡周辺の貨物駅移転計画のため、一九六八年に遺跡の広がりを確認するための調査を実施したところ、遺跡が広範囲に展開し、奈良・平安時代の遺構・遺物の存在が明らかになつた。以後一九八一年まで断続的に発掘調査が行なわれ、用地外の地区は伊場遺跡公園として整備されるに至つている。

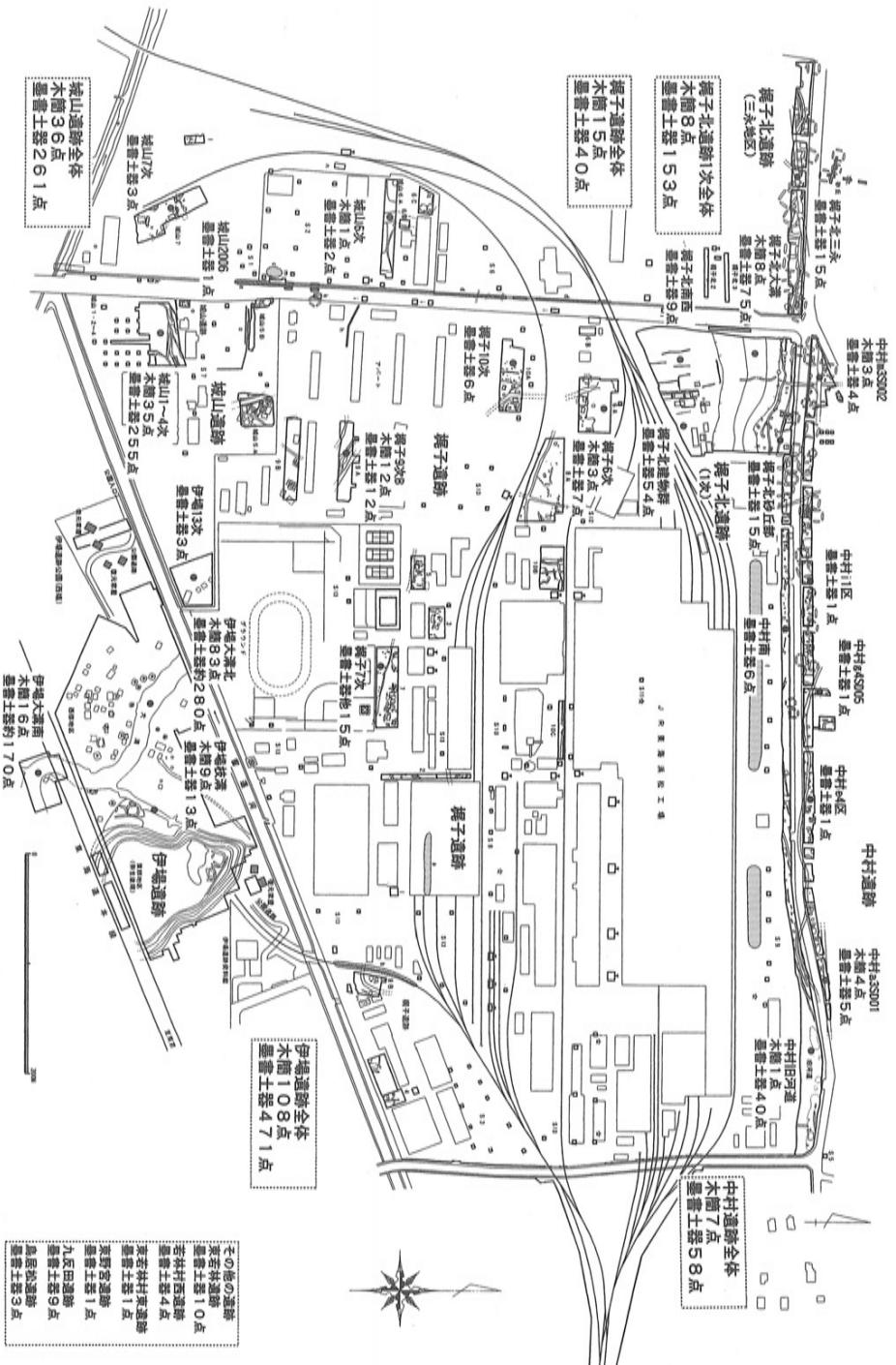
木簡は、遺跡の中央部を一〇〇m以上にわたり蛇行して流れる伊場大溝と称する埋没河川と、これに注ぎ込む枝溝から、多量の墨書き

土器とともに、計一一点出土した。大溝は七世紀前半まではかなり水量があつたが、七世紀後半以降はごく緩やかな流れに変わり、鎌倉時代には完全に泥炭層となって川としての機能を停止したとみられる。木簡が投棄された七世紀から一〇世紀までの時期には、基本的に木簡が流れるような状況にはなかつた可能性が高い。

伊場遺跡の発掘調査報告書は、二〇〇七年までに一冊刊行し、

木簡については第一冊木簡編（一九七六年）に七七点、第四冊遺物編二（一九八〇年）に三二点の報告を行ない、合わせて木簡編収録木簡の釈文を補訂した。その後、一九九〇年代に木簡の科学的保存処理を実施し、二〇〇二年三月には木簡と墨書き土器が合わせて静岡県指定有形文化財に指定されることになった。一方、周辺の発掘調査によつて、伊場遺跡は城山・梶子・梶子北・中村・九反田・鳥居松などの周辺の遺跡と密接な関連をもちつつ展開し、伊場遺跡群として捉えるべき様相を呈することが明らかになつてきた。

こうした状況のもと、伊場遺跡群出土木簡の全文字資料について再検討を行なつてその資料的価値を確定し、公開活用を図ろうといふ気運が高まり、二〇〇四年～〇六年にわたり、奈良文化財研究所と共同で「伊場遺跡群他出土木簡等再解説」を実施した。その成果は、二〇〇八年三月に、「伊場遺跡総括編（文字資料・時代別総括）」（伊場遺跡群発掘調査報告書第一二冊）として刊行した。伊場遺跡群出土木簡は、本誌では一部を創刊号で紹介したに過ぎない。そこで、



再釈読の成果という形で、木簡群の概要を報告する。但し、報告書との異同が軽微な場合は割愛し、また墨書き土器も合わせて紹介すべきところだが、右記報告書に委ねることとした。伊場遺跡以外についても、今後順次掲載の予定である。

なお、釈文は既報告のものを最大限尊重し、訂正は原則として新しい読みを提示できる場合に限ることとした。しかし訂正した部分も多々あり、今後伊場遺跡群出土木簡・墨書き土器に関する釈文・データは、本号または『伊場遺跡総括編』所収のものを利用されたい。再釈読の基本的な考え方や、個々の木簡の従来の釈文との異同については、右記報告書を参照されたい。

内容	発行	掲載遺物
木簡編	1976	木簡77、人形、曲物
遺構編	1977	第3～7次調査全遺構
木製品編	1978	木製品
墨書き土器、木簡2	1980	墨書き土器412、木簡31
弥生土器	1982	弥生土器
古墳時代土器	1987	須恵器、土師器
大溝内古墳時代土器	1990	須恵器、土師器
大溝内律令時代土器	1994	須恵器、土師器、灰釉陶器、山茶椀、他
土・石製品、 弥生土器2	1997	弥生土器、石器、ガラス玉、土製品、金環、他
金属・骨製品、 木製品2	2002	木製品、金属器、骨製品、石製品
補遺編（遺構2、 自然遺物）	2007	土器、製塙土器、金環、 土玉、臼玉、自然化学分析
総括編（文字資料、時代別総括）	2008	木簡192、墨書き土器 1028

大溝

(1)

「辛巳年正月生十日柴江五十戸人
若倭〔マカ〕」

「□□□□百卅束若倭マ□□□□○」
284×29×3 011 第二号

(2)

「物マ□□夫百七十六束代又江田□
(39+122)×26×3 019 第五号

(3)

竹田五十戸人□

〔口佐カ〕〔又カ〕
□□□□□□□□□□

274×29×5 051 第六号

「辛卯年十二月新井里人宗我マ□
〔稻カ〕
(330)×29×8 019 第七号

(4) 「乙未年十月□
(63)×25×2.5 019 第八号

袁文里百十
□□□□□□□□

(5) 袁文里百十
□□□□□□□□
(斯カ)
□上□□□□ (刻書)
(211)×21×5 059 第二号

訳文の訂正と追加

(7)

□ □ 棍一 □ 双□	委尔マ足結屋一 若倭マ小人屋一 語マ□支□屋一
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	肥人マ牛麻呂椋一 若倭マ八百椋一 同小麻呂椋一屋一
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	委尔マ長椋二 五十戸造麻久□椋一 委尔マ干支鞠椋一
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	語マ山麻呂椋一 宗尔マ□□屋一 委尔マ酒人椋一屋一
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	輕マ輕マ足石椋一屋一 蘇可マ虎男椋一屋一
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	語マ小衣屋一椋一
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	。○
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	宗可マ□椋一
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	日下マ部□木椋一今作
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	同□椋一
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	大□部足石椋一
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	宗何マ□□椋一
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	敢石部角椋一
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	。○
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	宗何マ伊□□椋一
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	加毛□□椋一
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	。○
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	神人□□椋一
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	。○
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	木マ□椋一
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	。○
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	椋一
□ 部衣□ 〔縫カ〕 □ 屋	。○

(8)

「乙未年一月□□□父丈マ御佐久□沽故買□□物□
〔何カ〕
〔支カ〕
□御調矣本為而種々政負故沽支然者□□
〔以カ〕
□大□□□□不患止白
〔末呂カ〕

368×210×9 011 第八四号1(4)――

(9)

・坐□□易遠慰慰□
〔易カ〕

小齋漏余□
〔余カ〕

(220)×46×5.7 081 第八七号

(12)

□□□|11使部□□麻呂
敷智郡□宗可□天大大大大
〔田郷夫カ〕 天□□
〔里カ〕

(1465)×(69)×13 081 第四五号

(13)

・「□□□□□□□□□□
〔符カ〕
□□□□□□□□□□□□□□
〔領カ〕
□□□□□□□□□□□□□□
十九□□□□□□□□□□□□
」

463×27.4×8 011 第八五号1(5)

(14)

・「右件人今時過不□來
〔参カ〕
神龜四年十一月十四日□□□□□
」

・「不得□□□□奉行
〔符カ〕

大□□□□
」

(723)×(27)×7 081 第1〇五号

(10)

□□□□□□
秦マ秋主□□
〔請カ〕
□□□□□□此□□
〔物カ〕
記願為日□□
〔願カ〕

(158)×53×8 019 第七一号

(11)

・「□□□□□□□□□□
〔充カ〕
□□□□□□故思食□□□在
〔者山カ〕

□□□□□□
」

307×53×4 011 第四五号

訳文の訂正と追加

- (23) 「浜津□□」 [里カ] (131.5)×27×5.5 051 第七八号1(1)
- (24) 「蛭田郷□□マ多志」 [忍海カ] 324×24.2×5 051 第九四号1(14)
- (25) □田刑部字例志十六□ [束カ] (137)×24×4 081 第四二二号
- (26) 「赤坂□戸主刑部□□」 [郷カ] [歳カ] [田カ] 337×20×9 051 第五四号
- (27) 「小文郷□□□万呂」 [弓カ] (134)×19.3×3.5 019 第九九号1(11)
- (28) 「竹田郷□江里□主」 [戸カ] 175×16×3 051 第一〇号
- (29) 「栗原玉作マ真×」 (105.5)×29×3 019 第九七号1(10)
- (30) 「○□□郷戸主石部」 [内カ] (103)×21×4 019 第六七号
- (31) □伊福マ□天平□ [直カ] [七カ] (90)×24×5 081 第二二二号
- (32) •「和治田□□□□」 [故カ] [長カ] 62×13×10 065 第四七号
- (33) •「倭カ」 [倭カ] •×□マ金手十八束同マ□長女四束
•□部布知万呂十束□□ (220)×46×5.7 059 第八八号1(12)
- (34) •「廣万呂田租」 [マカ] [カ] [斗若倭部農]
- (35) 「檜前入児末呂 分田井□田□」 [刀カ] 411×40×11 051 第八二二号1(3)
- (36) 「四大伴マ小歳」 130×12×9 051 第五二号
- (37) •「部カ」 [弓カ] •×□廣麻呂□里 173)×32×4 019 第四六号
- (38) □□マ子美女」 (144)×33×2 059 第五五号

祝文の訂正と追加

(41)

十 四
□ □ 戸人 □ □ □
戸人 □ 麻呂八 戸人 □ □ □ 十
戸人九人 十 戸人 □ □ □ 戸人
戸人宇 □ 呂八 戸人 □ □ □ 戸人
戸人西万 四 戸人忍勝 六 戸人
戸主 語部金 □ 戸主 敢石マ麻 □ 戸人
戸主 戸人 奴須真 □ 八

(40)

廣麻呂九束 □ 知麻呂卅束
マ飯依 □ □ 依戸 □ 同マ色夫知四束
得万呂 馬主戸 □ 尔マ吉麻呂廿束
戸主 □ 尔マ刀良
合 □ 五 束代 黒毛牡馬 馬主戸 主宗宜マ □ 依 □ □ 束
戸主若倭マ足嶋 □

□保長神

(39)

□ □ □ 海

(73)×24×3 081 第四四号

戸主若倭マ石山六

戸主若倭マ吉麻呂九束

戸主 □ 尔マ刀良

馬主戸 □ 尔マ吉麻呂廿束

合 □ 五 束代 黒毛牡馬

□

〔歯カ〕

232×102×13 011 第五一号

□ □」(裏面刻書)
460×93×7.5 011 第八六号 1 (6)

(42)

・「□□五戸丁分」
●敢石マ寅 若倭マ
●□□マ□嶋 又庸分 □□□□麻呂一斤
宗宜マ三□一斤 五百嶋一□
□麻呂一斤 石道一斤
□ 廣麻呂一斤
□石道一斤 〔乞司カ〕
□ 百足一斤
□丸尔マ首麻呂一斤 □
□ 〔石カ〕
□ 〔斤カ〕

(43)

・「□又庸分」
●知麻呂一斤 ●麻呂一斤
●若麻呂一斤 ●石麻呂一斤
□ 廣麻呂一斤
□ 百足一斤
□ 丸尔マ首麻呂一斤
□ 〔乞司カ〕

403×40×5.2 081 第九五号-1(8)

」

・「□□〔奉カ〕」
『我』 『我』
『我』 我神人部
『我』 若倭 『□□□□』
『我』 若豊忍 □□
『我』 □□□□□□ 『口』
『我』 〔乞司カ〕

・「□若倭部龍草良臣大初」
若 『□□』 大奉 □和 『□□□□□□』

(509)×59×8 041 第一一号

(44)

・「▽百恠咒符百々恠宣受不解和西恠」
〔三カ〕 〔宣カ〕
□令疾二神 □□

・「宣天罡直符佐无当不佐」
〔三カ〕 急々如律令

『我』 龍神

(龍の絵)

人山 龍□ 急急如律令
 人山 龍□

」

・「▽」

戌戌 戎
 蛇子□□□
 □□□□□

急々如律令

訛文の訂正と追加

- (45) • ×帝百鬼神南方赤帝百万神
×帝百万鬼神北方黒帝百万神 天×
- (46) □□□□□□□□□龍 (148)×26×3.8 081 第八九号
- (47) 「□□」天疋天疋 (213)×17×8 019 第一〇一号
- (48) • 「(人面墨書)
- (49) 「足カ」 径121~126×厚8 061 第一〇一号
- (50) 「太拘」 内径155×外径179×厚4 061 第一一号
- (51) 枝溝 「符カ」
- (52) 「竹田郷長里正等大郡」 (282)×49×10 019 第一八号
- (53) 「諸カ」 「古万呂カ」
- (54) 「段カ」 「浜津郷口石マ」 (241)×27×5.5 051 第一九号
- (55) 「野カ」 「臣カ」 「入口中口マ」 龍万呂天平七年 263×28×2 051 第二二号
- (56) 「△」 門田「百八十步」 (338)×(26)×8 081 第二三号
- (57) 「△」 上中
- (58) 「△」
- (59) 東部地区枝溝
- (60) • 「▽」亥年□月十九日測評竹田里人若倭マ連老末呂上為▽
- (61) • 「▽」持物者馬□□□□人□□ 史□評史川前連□ ▽
- (62) 「小稻カ」 「他カ」 305×39×4 031 第一〇八号

日暮長罪四百大部

(51)

立年以月生子日紫邊赤目人

(1)

時家北山家山家赤脚紫邊赤目人

(19)

計調矣不為物
不政自故不文
不人不為物
患不自

(8)

南門門第文

(52)

不

(33)

金年大赤向之赤女門

是年一月
是年二月

(34)
(すべて赤外)

不

(45)

田形之淨御老十六

(25)

(1)～(9)(55)は、七世紀と判断される木簡。(1)は伊場遺跡最古の年紀をもつ。干支年十月日十某五十戸十人名十穎稻数量の記載からなり、公出挙の返納に関わるものとみられる。(2)～(4)も同種の木簡の可能性がある。(7)はいわゆる屋掠帳木簡。駅がそれを支える人間集団とともに評として把握され、その行政機能を近隣の評に依存していた様子が窺える。西河原森ノ内遺跡出土木簡にみえる「馬評」も同様の理解が可能で、こうした形態をとる駅評が広く存在していたとみられる(市大樹「西河原木簡群の世界」滋賀県立安土城考古博物館『古代地方木簡の世紀』二〇〇八年所収)。(55)は伊場大溝左岸に合流する枝溝の上流地点から出土した木簡。敷智が七世紀には渕と表記されていたことを示す。過所風の内容で、評を越えた交通を想起させるが、切り込みをもつ形状や、別の国に属する評が国名を冠せず併記されることなど課題も残る。(8)は丈部某(大末呂か)が作成した文書木簡。御調の納入に關わる上申を行なう内容で、宛先は渕評家か。七世紀の木簡は、これらを含めて計一三点あり、穎稻出挙をキーワードとして、内容的な一括性を読み取ることが可能になった。

(10)～(54)は八世紀の木簡。伊場遺跡は七世紀の木簡が初めてまとまつて出土した遺跡として著名であるが、点数的には八世紀の木簡が最も多く、里制下のものが一九点(後掲報告書で一八点とした箇所があるが、第七八号木簡を郷里制以降の時期に含めてしまつたもので、一九点が正しい)、郷里制以降の時期のものが六九点(同様に七〇点とした

箇所は誤り)、計八八点に及ぶ。

(12)は里制下の木簡で、敷智郡の表記を取る最古の事例。(51)は竹田郷長里正宛の郡符木簡。(13)(14)(17)も郡符に準じて理解できる内容である。しかも、城山遺跡第一九号木簡や梶子北遺跡第一号木簡のように、竹田郷以外の郷に關わるものも含まれ、複数の郷に關わる機能を読み取ることができるから、伊場遺跡群が敷智郡の郡家の遺跡であることがほぼ確定した。(18)は召文の封緘という類例のない木簡。

刻線をもつ人名列記の木簡(15)、里名を列記して里ごとに整理する帳簿状の木簡(16)なども、敷智郡の行政拠点としての伊場遺跡の機能を示す。前者は六本の刻線によつて書き出しを五段に書き分ける記載が、少なくとも三段分残る。裏面に駅名を列記する過所風の木簡(19)表面の割書部分は、従来直上の人名の本貫地などの註記とみられてきたが、二名の人名列記の可能性が高くなつた。(20)は大豆の徵収に關わる文書木簡で、養老五年(七二二)の年紀が確認できた。但し、年紀は地の文章中のもので、木簡の年代はこれよりも降る。

(21)(23)～(30)(52)(53)はサト名十人名の記載をもつとみられる木簡。(22)(31)も同類の木簡とみられる。これらと同じタイプの木簡は伊場遺跡群全体に廣く分布し、全部で一九点確認できる。形状は○五一型式のものが多く、欠損するものも原形は○五一型式であったとみて矛盾はない。サト名のうち、駅家・浜津・蛭田・赤坂・小文・竹田は、いずれも『和名抄』の敷智郡に該当する郷名がある。また、敷智郡

所在の駅は栗原駅であるから、(29)の栗原は駅家郷の別名であろう。

これらの木簡の機能は、記載が簡略なため判然としない。ただ、(25)の末尾の「十六□」は、伊場遺跡群の西約五kmに位置する東前遺跡出土木簡（本誌第二九号）を参照すると、「十六束」とみるのが自然で、穎稻の数量と考えられる。郡家に関する穎稻として最も一般的なのは正税出挙稻であろう。数量を書くのが例外的である理由は明確にし得ないが、正税出挙に関する何らかの札と理解しておきたい。なお、同じタイプの木簡は七世紀にも作成されていた可能性がある（第九号木簡）。七世紀には、(1)～(3)のような穎稻の数量を具体的に記した木簡も作成されており、サト名十人名の木簡が具体的な数量を書いた木簡と併用された可能性を考慮すべきかも知れない。

出挙に関する木簡は他にも多い。(7)屋掠帳の木簡は、出挙稻の収納場所としての倉庫に関する帳簿であるし、馬主が見え注目される(40)も、人ごとに少量の穎稻を書き上げる点では、出挙の管理帳簿といつてよい。(15)や(41)も単位はないが出挙稻の数量の可能性がある。また(33)も人ごとに束数を列記する。このように出挙稻の管理という機能は、伊場木簡において大きな比重を占めており、大規模な倉庫群は未確認ながら、伊場遺跡群の地が、測評・敷智郡の中心施設として、七世紀以降稻の管理を担い続けた様子を窺うことができよう。この他、田租のみえる(34)、類例のない調布の荷札とみられる第四〇号木簡、歳役の庸の徵發事例の可能性がある「丁分」の記載を含

み、庸の徵收の実態に迫る(42)などもあり、基本的な租税負担の全てにわたる徵收実態を示す史料が含まれる点は重要で、伊場遺跡群が、敷智郡の文書行政の拠点としてだけでなく、租税收取の拠点として跡していたことを如実に示しているといつてよい。

(44)は百恵呪符。(46)は五行思想に基づく龍王呪符で、水除けの呪符か。(46)は天罡呪符。他に、眼病除けとみられる第六一号木簡がある。郡家の遺跡では近隣の溝などから祭祀遺物が出土することが多く、伊場遺跡群でも、律令制祭祀が大々的に行われている様子が明らかになった。

九世紀以降の木簡は一〇点あり、最新は延長二年（九二四）の年紀をもつ題籤軸である（第七七号木簡）が、釈文の変更はない。

個々の木簡の新たな意義付けは描くとして、今回の再釈読の最大の成果は、伊場遺跡群として周辺の遺跡を有機的に捉える視点から、木簡群を捉え直せた点であろう。伊場遺跡（群）出土木簡が、律令制形成期から衰退期まで、足かけ四世紀にわたる律令国家の地方支配の推移を、敷智郡家（測評家）という一つの遺跡において継続的に捉え得る稀有の資料群であることが明らかになつた意義は大きい。

8 関係文献

浜松市教育委員会『伊場遺跡総括編（文字資料・時代別総括）』（伊場

遺跡発掘調査報告書一二、二〇〇八年）

（鈴木敏則、渡辺晃宏（奈良文化財研究所））